

指定管理業務共同事業体協定書

(目 的)

第1条 当共同事業体は、「町田市成瀬子どもクラブ（以下「当該施設」という。）」の指定管理業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名 称)

第2条 当共同事業体は、〇〇共同事業体（以下「当事業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当事業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町・・・に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当事業体は、 年 月 日に成立し、当該施設の管理協定の履行を完了するまでの間は、解散することができない。

2 当該施設の指定管理者となることができなかつたときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、指定管理者の候補者選定に係る結果通知を受けた日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当事業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

名 称

代 表 者 氏 名

所 在 地

名 称

代 表 者 氏 名

(代表者の名称)

第6条 当事業体は、〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当事業体の代表者は、当該施設の管理に関し、当事業体を代表して、町田市と折衝する権限、指定管理者申請関係書類の作成及び提出、指定管理者制度に係る管理運営に関する協定書の締結、当該業務に係る指定管理料の請求及び受領、当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(業務の分担)

第8条 各構成員の業務分担は、次のとおりとする。ただし、町田市及び構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

(代表構成員名) 〇〇業務

(構 成 員 名) 〇〇業務

2 町田市との協定変更により当該業務の一部に変更があったときは、町田市及び構成員全員の承認により、変更内容に応じて業務分担を変更するものとする。

(構成員の責任)

第9条 各構成員は、当該業務の履行及び当該業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づき当事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第10条 当事業体の取引金融機関は、〇〇とし、当事業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第11条 当事業体は、毎年度終了後、当該年度の指定管理業務について決算するものとする。

る。

(権利義務の譲渡の制限)

第12条 本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(共同事業体結成後における構成員の脱退に対する措置)

第13条 構成員は、町田市及び構成員全員の承認がなければ、当事業体が当該施設を管理する

期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち前項の規定により脱退した者がある場合において、町田市の承認があるときは残存構成員が当該施設を管理するものとする。

3 前項の規定により指定管理者は、残存構成員による共同事業体とし、この協定書の関係規定を適用する。

(共同事業体結成後における構成員の破産又は解散に対する処置等)

第14条 構成員のうちいずれかが共同事業体結成後において破産し、又は解散した場合には、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

2 構成員のうちいずれかが当事業体の業務執行に当たり重要な義務の不履行若しくは不正な行為を行った場合において、当該構成員以外の構成員全員から要求があり、かつ町田市の承認があったときは、当該構成員は当事業体から脱退しなければならない。

3 前項の場合において、脱退した構成員に対してその旨通知しなければならない。

(代表者の変更)

第15条 代表者が脱退した場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び町田市の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 当事業体が解散した後においても、当該施設の管理につき瑕疵があったときは、

各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 17 条 この協定書に定めのない事項については、構成員全員が協議し決定する。

〇〇 (※代表構成員名) 外__社は、上記のとおり〇〇共同事業体 (※共同事業体の名称)
協定を締結したので、その証拠としてこの協定書__通を作成し、各通に構成員が記名捺印
して各自所持するとともに 1 通を町田市に提出するものとする。

年 月 日

〇〇共同事業体 (※共同事業体の名称)

所 在 地

名 称

代 表 者 氏 名

印

所 在 地

名 称

代 表 者 氏 名

印